

高齢者虐待に気づいたら 通報することが義務です

虐待を止めることは、高齢者を守るとともに、虐待をしている養護者のためにも必要なことです。

虐待に気づいたら下記にご連絡ください

- ・本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会 ☎22-7088
- ・本庄東地域包括支援センター安誠園 ☎22-6262
- ・本庄南地域包括支援センターシャローム ☎23-9580
- ・児玉地域包括支援センター ☎73-1545
- ・本庄市役所介護保険課 ☎25-1722

本庄市高齢者虐待防止ネットワーク会議

市では、「本庄市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、高齢者に対する虐待の防止のための方策や支援について話し合っています。

みんなので防ぎつつ高齢者虐待



地域包括支援センター

～地域の高齢者の身近な相談窓口～

★介護保険課 ☎25-1722

地域包括支援センターは、市内に4か所あり、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面で支援を行っています。

地域包括支援センターではこんな業務を行っています

- 総合相談・支援…介護、福祉などの悩みや相談に、専門職が対応します。相談内容に適したサービスの紹介等、問題解決のための支援をしています。
- 権利擁護…安心して暮らすために、さまざまな権利を守ることに努めています。成年後見制度の紹介や、虐待の相談や早期発見・防止などの対応、消費者被害に対応します。
- 介護予防ケアマネジメント…自立した生活が送れるように、健康づくりや介護予防のお手伝いをします。要支援に認定された方や、基本チェックリストで事業対象者と判定された方のケアプランを作成し、介護予防サービスが受けられるように調整を行います。
- 包括的・継続的ケアマネジメント…みなさんを支える地域のケアマネジャーの支援など、より暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりに努めています。

担当地域

- 本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会
所在 本庄市銀座1-1-1 ☎22-7088
- 本庄西地域…千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂（照若町）・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井
- 本庄東地域包括支援センター安誠園
所在 本庄市小和瀬1-6-6 ☎22-6262
- 本庄東地域…本庄・東台・日の出・寿・朝日町（台町）・諏訪町（本町）・鶴森・傍示堂・牧西・小和瀬・宮戸・堀田・滝瀬・仁手・下仁手・久々宇・田中・上仁手
- 本庄南地域包括支援センターシャローム
所在 本庄市今井1-25-1-1 ☎23-9580
- 本庄南地域…南・前原・柏・栄・駅南・けや木・見福・緑・五十子・四季の里・早稲田の杜・北堀・栗崎・西五十子・東五十子・東富田・西富田・四方田・今井・共栄・いまい

児玉地域包括支援センター
所在 本庄市児玉町金屋1-30-2-1 ☎73-1545

認知症の方を地域で支える取り組み

認知症は特別な病気ではなく、私たち自身や家族、身近な周囲にも起こりうる病気です。今後、高齢化に伴い認知症の増加が見込まれます。「認知症になっても、住み慣れた環境で暮らし続けることができる地域づくり」には、地域全体が認知症に対する関心を高め、正しく理解し支え合うことが大切です。

○認知症家族の会本庄

認知症の方を介護する家族が集まり、思いを語り合う会を今年度から実施します。認知症の方を介護されているご家族同士だからこそ、分かり合えることがあります。日頃の思いを語り合い、介護のヒントと安心感を得られる場としてご活用ください。

○オレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で、暮らし続

けられるよう、認知症の方やご家族をはじめ、どなたでも気軽に集うことができる場です。市内には6か所あります。ぜひ、足を運んでみてください。

○養成講座の開催

認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る「応援者」を増やすために、認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座を開催しています。

詳しくは、地域包括支援センター又は介護保険課にお問い合わせください。

生活支援コーディネーターを配置しています

高齢者が、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療、介護のサービスだけでなく、地域における生活支援や介護予防のサービス（生活支援等サービス）が必要です。

市では、生活支援等サービスの体制を整備するため、市全域を単位とする「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を1名配置し、また、日常生活圏域を活動範囲とする4か所の地域包括支援センターに1名ずつ生活支援コーディネーターを配置しています。

介護保険利用者負担金助成制度、負担限度額認定の申請（更新）を忘れずに

★介護保険課 ☎25-1719

①介護保険利用者負担金助成制度

居宅サービスを利用した場合、利用者負担金の一部を助成する制度です。

対象 介護認定を受けており、平成31年4月1日時点で次の要件を満たす方（生活保護受給者を除く）

- ・令和元年度（平成31年度）の市税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方：利用者負担金の2分の1を助成
- ・令和元年度（平成31年度）の市税が世帯全員非課税の方：利用者負担金の4分の1を助成

用意

対象者名義の通帳、印鑑（朱肉を使うもの）

- ※左記は対象になりません。
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）サービス
- ・特定施設入居生活介護（有料老人ホーム等）サービス
- ・他の減額制度等により、利用者負担金が減額されている方

②介護保険負担限度額認定

介護保険で施設サービスや短期入所（ショートステイ）を利

- ・令和元年度（平成31年度）の市税について、別世帯の配偶者（事実婚の配偶者含む）及び世帯全員が非課税の方
- ・預貯金等が単身の場合100万円以下、夫婦の場合は2000万円以下の方

用意

- ・平成30年度の介護保険負担限度額認定証
- ・預貯金通帳の写し（申請日にできるだけ近い時点のもの）
- ・価格評価が容易なもの（有価証券、投資信託等）については資産評価を確認できる書類（入手が容易なものに限る）
- ・印鑑（朱肉を使うもの）

①②共通

- 受付期間 6月17日（月）～7月31日（水）（土・日・休日を除く）
- 受付場所 介護保険課（市役所1階）、支所市民福祉課（アスパアこだま内）